

議案第 6 5 号

市川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

市川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 9 年 2 月 1 5 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

市川市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号ア(イ)中「子」の次に「(育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。)」を加え、「が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと」を「(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること」に改め、同号イ中「次条第 3 号」を「第 3 条第 3 号」に改め、「以下」の次に「この号及び同条において」を加える。

第 2 条の 2 中「児童の親その他の」を削り、「(昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号)」の次に「第 6 条の 4 第 2 項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法）」を加え、「で、」を「に限る。）に」に改め、「同法第 6 条の 4 第 2 項に規定する養育里親であるものに」を削る。

第 5 条第 1 号を次のように改める。

- (1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第5条第7号を同条第8号とし、同条第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同条第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 育児休業をしている職員が第7条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第13条第1号を次のように改める。

- (1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第5条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第13条第6号を同条第7号とし、同条第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同条第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 育児短時間勤務をしている職員が第16条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第5条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第22条第2項中「を承認されている」を「又は勤務時間条例第10条の3第1項の介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、「当該育児時間」の次に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加え、同条第3項中「を承認されている場合」を「又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合」に、

「を承認されている時間」を「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

2 市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例(平成28年条例第45号)の一部を次のように改正する。

第3条のうち市川市職員の育児休業等に関する条例第2条の2の改正規定中「第2条の2中」の次に「第6条の4第2項」を「第6条の4第1号」に、」を加え、「第6条の4第2項」を「第6条の4第1号」に」を削る。

## 理 由

人事院規則の改正を踏まえ再度の育児休業又は育児短時間勤務をすることができる特別の事情を追加するほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。